

議案第30号

公の施設の区域外設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙協議書のとおり那須塩原市と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

公の施設の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、大田原市の市道県北体育館西線を那須塩原市の区域に下記のとおり設置する。

平成28年 月 日

大田原市長 津久井 富雄

那須塩原市長 君 島 寛

記

- 1 施設の名称 大田原市道県北体育館西線
- 2 設置の目的 当該道路施設の一部を隣接する那須塩原市の区域内に設置するため。
- 3 設置の場所 那須塩原市緑一丁目59番38、59番75及び59番36の一部
- 4 経費の負担 施設の設置及び維持管理に関する経費については、大田原市が負担する。
- 5 位置図 別紙のとおり

位置図

